

地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性の登用

合計	広域の審議会を除く審議会	審議会等数	20	うち 女性委員の いる審議会数	18	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性の割合 (%)
						312	54	17.3
	広域の審議会	審議会等数	0	うち 女性委員の いる審議会数	0	0	0	

(内訳) * 広域の審議会をご記入の場合は、備考に「広域」とご記入ください。また、事前にかかれてある審議会等で設置していないものがありましたら「-」(半角のハイフン)をご記入ください。

	審議会等名	設置根拠	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性の割合 (%)	備考
1	市町村防災会議	災害対策基本法第十六条	33	1	3.0	
2	民生委員推薦会	民生委員法第五条	7	1	14.3	
3	国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第十一条	9	2	22.2	
4	地方社会福祉審議会	社会福祉法第七条				
5	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	障害者基本法第三十六条				
6	公害健康被害認定審査会	公害健康被害の補償等に関する法律第四十四条				
7	保健所運営協議会	地域保健法第十一条				
8	損害評価会(農協が設置したものを除く)	農業災害補償法第十二条				
9	漁港管理会	漁港漁場整備法第二十七条				
10	地方港湾審議会	港湾法第三十五条の二				
11	水防協議会	水防法第二十六条	26	0	0.0	
12	土地区画整理審議会	土地区画整理法第五十六条				
13	建築審査会	建築基準法第七十八条				
14	介護認定審査会	介護保険法第十四条				
15	環境審議会	環境基本法第四十四条				
16	廃棄物減量等推進審議会	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五条の七				
17	中央卸売市場開設運営協議会	卸売市場法第十三条				
18	地方青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法第一条	17	3	17.6	
19	市町村交通安全対策協議会	交通安全対策基本法第十八条				
20	市町村児童福祉審議会	児童福祉法第八条				
21	公民館運営審議会	社会教育法第二十九条	6	3	50.0	
22	社会教育委員会	社会教育法第十五条、第十七条の二	10	1	10.0	
23	スポーツ推進審議会	スポーツ基本法第三十一条	6	2	33.3	
24	図書館協議会	図書館法第十四条	6	2	33.3	
25	地方文化財保護審議会	文化財保護法第九十条	6	0	0.0	
26	博物館協議会	博物館法第二十条				
27	市町村都市計画審議会	都市計画法第七十七条の二	14	1	7.1	
28	開発審査会	都市計画法第七十八条				
29	農村地域工業等導入促進に関する審議会 (名称は自治体によって異なる)	農村地域工業等導入促進法第十八条の二				
30	自転車等駐車対策協議会	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的 推進に関する法律第7条				
31	地域審議会	市町村の合併の特例に関する法律第五条の四				
32	市町村国民保護協議会	武力攻撃等における国民の保護のための措置に関する法律 第三十九条	18	1	5.6	
33	障害程度区分認定審査会	障害者自立支援法第十五条				
34	川島町生涯学習推進会議	川島町生涯学習推進会議設置条例	19	3	15.8	
35	川島町学校給食センター運営委員会	川島町学校給食センター設置及び管理条例	23	9	39.1	
36	川島町情報公開及び個人情報保護審議会	川島町情報公開及び個人情報保護審議会条例	10	3	30.0	
37	川島町情報公開及び個人情報保護審査会	川島町情報公開及び個人情報保護審査会条例	3	1	33.3	
38	川島町人権政策協議会	川島町人権政策協議会条例	18	4	22.2	
39	川島町下水道事業運営審議会	川島町下水道事業運営審議会条例	10	1	10.0	
40	川島町水道事業審議会	川島町水道事業審議会条例	10	2	20.0	
41	川島町交通安全対策協議会	川島町交通安全対策協議会規約	61	14	23.0	
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						

記入上の注意

1. 上記に掲げた審議会等は代表的なものであり、これ以外にも多数存在します。(参考1)の例示を参照し、各市区町村で設置されているものがあれば33以下に記入してください。

また、当方の例示に掲載していない内容の会があった場合、市町村独自の条例に基づき市町村の付属機関として設置され、その条例によって担当することを定められた案件に関して、市町村に代わり調停や審査を行ったり審議や調査を行い、最終的にその会でまとめた結果が執行機関(市町村)に報告されてその後の施策に活かされているような会があれば、それらも「審議会等」に含まれます。33以下に記入してください。

* 地方自治法第202条の3…「普通地方公共団体の執行機関の付属機関は、法律もしくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議、又は調査等を行う機関とする。」

この「普通地方公共団体の執行機関の付属機関」が本調査で対象としている「審議会等」の範囲です。

すなわち、法律や政令、条例に基づき設置された会でも、設置根拠となる条文の中で調停、審査、審議、調査などを行うと定められていなければ「普通地方公共団体の執行機関の付属機関」であるといえず、本調査の調査対象となる「審議会等」にはなりません。

(条例で定められた会の設置目的が、委員間の業務連絡や役割分担調整、業務で必要な情報交換などとなっているものは審議会等に含まれません。)

2. 複数市(区)町村にまたがる広域の審議会については、当該審議会の事務局が所在する市(区)町村が全委員分をまとめて記入し、備考欄に広域(関係市(区)町村名)を明記してください。
事務局が管内に所在しない市(区)町村では、当該審議会等に管内出身の委員等が含まれる場合でも、都道府県単位で集計する際に人数が重複してしまうことを避けるため、記入しないでください。